

令和5年度 中部保健所行動計画

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

- ・健康危機管理事案発生時の即応体制の維持、及び関係機関との情報共有を推進します。
- ・感染拡大の抑制のため地域の実情に応じた研修会等を開催するとともに、ホームページ等を通じて情報発信します。

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

- ・給食施設も含め旅館・ホテル等集団食中毒の発生リスクの高い飲食店や、テイクアウトを行っている食品関係事業者に対する監視・指導を実施するとともに、食品衛生講習会を開催し、事業者の食品衛生知識の向上を図ります。
- ・食品衛生管理の国際標準であるHACCPを定着させるため、衛生管理計画作成や記録に対する支援をします。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食品ピクトグラム等を活用した食物アレルギー対策の取組を推進します。
- ・ふぐによる食中毒発生防止対策のため、管内取扱業者の監視・指導を行い、適切な取扱について指導啓発します。

II-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

- ・健康寿命延伸のために、若い世代からの働きかけを行ないます。
- ・働き盛り世代への健康づくり対策促進をするために、健康経営事業所を中心とした健康づくりの取組推進、体制づくり及び環境整備を行います。

II-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

- ・高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、医療・介護関係者に対して連携のための取組を推進します。
- ・「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、市と協働又は市への支援により在宅介護・医療の連携に向けた取組を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・おおいたうつくし推進隊の活動を支援するため地域連絡会を毎年開催するとともに、環境意識を高め環境保全に取り組む人材を育成することを目的とした環境教育アドバイザー制度について、周知を実施します。
- ・排水対策を推進するため、立入検査計画に基づく事業場排水対策の監視指導や浄化槽の適正管理の啓発を行います。
- ・流域会議の運営や水環境保全に関する取組を支援するため、流域会議を開催します。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直しを行い、県民サービスの向上を図ります。
- ・キャッシュレス端末の導入後の活用を進め、県民の申請窓口での待ち時間短縮を図ります。

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症について、R1年度から陽性者への対応及び感染拡大防止の取組等を行ってきたところである。感染症法上の位置づけが5類へ変更（R5.5.8）されたことに伴う、円滑な移行ができるよう取り組みが必要である。
- ・白津沿岸部は、南海トラフ巨大地震による津波被害が予測される地域であること、また、R2年度には、由布市で大規模な水害が発生していることから、災害対応力向上を図る必要がある。
- ・さらに、集団発生が懸念されるインフルエンザ、麻しん・風しん等の感染症や食中毒をはじめ、新興・再興感染症への健康危機管理の拠点としての対応が求められていることから、平時から各市、医師会などの関係機関との相互の協力体制を確立し、予防対策や事案発生時における迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 新型コロナウイルス感染症対策**
 - (1) 5類移行に係る制度変更や経過措置等の周知
 - (2) 高齢者施設等向け、感染拡大防止のための支援
- 2 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 事案発生時の関係機関との連携による対応
 - (2) 健康危機管理事案の発生に備えた平時からの連絡体制構築
- 3 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健医療活動に関する指揮調整能力の向上
 - (2) 地区災害対策本部保健所班の業務の遂行
- 4 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症や食中毒の未然防止と拡大防止の取組
 - (2) 感染症情報の適時な情報提供・周知徹底

中期的目標

- ・新型コロナウイルス感染症5類移行後、関係機関が適切に対応ができる。
- ・大規模災害等の発生に備えた体制が整備されている。
- ・社会福祉施設において感染拡大を防ぐことができる。

目標指標

- 1 新型コロナウイルス感染症対策**
 - (1) 5類移行に向けた関係者との協議、情報周知
 - (2) 関係機関向け研修会の企画、実施
- 2 健康危機管理体制の整備・充実**
 - (1) 健康危機管理連絡会議の開催
 - (2) 社会福祉施設向け感染症等対策フェイスシートの整備
- 3 自然災害発生時の対応力の強化**
 - (1) 保健所災害時対応マニュアル等を用いた訓練実施及びマニュアル更新
- 4 感染症等による健康被害の未然防止等の取組**
 - (1) 感染症対策連絡会・研修会の開催（中部：2回、由布：4回）
 - (2) あなたのまちの感染症情報の提供（毎週）、緊急時の情報提供（適時）

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

現状と課題

- ・集団食中毒となりやすい給食施設やホテル等に加え、テイクアウトやデリバリーを行っている食品関係事業者など新しい生活様式における食中毒防止対策が必要である。
- ・食の安全性確保に有効な手法であるHACCPに沿った衛生管理を全ての食品等事業者に着させる必要がある。
- ・食物アレルギー事故の未然防止など、食品を食べる際の安全性確保のために必要な食品表示について、講習会などを通じて食品関係事業者正しい知識の普及を図る。
食物アレルギーに対する取組を推進する必要がある。
- ・ふぐ肝等提供禁止部位が間違えて消費者に提供されないよう、重点的に監視する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 食中毒防止対策

- (1) 給食施設や旅館・ホテル等の飲食店に対する監視指導
- (2) テイクアウトやデリバリーを行っている食品関係事業者に対する監視・指導

2 HACCP定着のための支援

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の指導支援

3 食品表示対策

食品関係事業者への正しい表示の知識の普及

4 ふぐ食中毒発生防止対策

管内ふぐ取扱施設に対して、ふぐ肝等の有毒部位を提供していないこと、適切な取扱がされているか監視を行う。

中期的目標

- ・HACCPを全ての食品事業者に進捗することにより食中毒防止を図る。
- ・食品事業者に食物アレルギー対策を推進することにより、食物アレルギーによる事故を未然に防止する。
- ・ふぐによる食中毒の発生を防止する。

目標指標

1 食中毒防止対策

- (1) 給食施設やホテル、テイクアウト等を行っている飲食店の監視回数 (中部：100回、由布：150回)
- (2) 食品関係講習会の開催回数 (中部：10回、由布：10回)

2 HACCP普及推進対策

HACCP定着のために指導を行った施設数
(中部：160施設、由布150施設)

3 食品表示対策

食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数
(中部：4回、由布：4回)

4 ふぐ食中毒発生防止対策

管内ふぐ取扱施設への衛生指導実施施設数
(中部：25施設、由布：5施設)

II-① 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

- ・管内の市は県内でも生活習慣病の有病率が高く（国保診療分）、平成28年度に実施した「県民健康意識行動調査」でも、運動習慣の定着や心の健康についても課題であった。
- ・これらの課題に対し、平成29年度から3年間「地域の健康課題対策推進事業」により事業所ぐるみの働き盛りの健康づくりを推進してきた。この取組により、事業所における健康づくり事業の好事例の蓄積や普及活動、各市のマイレージ事業とのコラボなど市と協働した取組みが進めてきた。
- ・「令和4年度県民健康づくり実態調査」結果、運動習慣の定着は進んでいるので、今後も、市と協働した事業所単位の健康づくりをすすめる機運を高め、働き盛りの健康づくりの推進を図る。
- ・また、糖尿病性腎症重症化予防に向けた市の個別支援体制の整備に努める。

保健所が実施すべき対策

- 1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備**
 - (1) 地域・職域健康づくり推進連絡会議及び作業部会の開催
 - (2) 市が行う「地域の健康づくり支援事業」への支援
 - (3) 食の健康応援団（うま塩、野菜たっぷり）の推進
 - (4) 市の第二期データヘルス計画中間評価結果に基づく事業推進に向けた各市への支援
 - (5) 糖尿病性腎症等の重症化予防に向けた個別支援体制整備
- 2 働き盛り世代への健康づくり対策の推進**
 - (1) 事業所の主体的な健康づくり事業の取組促進
 - ①事業所ネットワーク会議の開催
事業所健康チャレンジ事業のキックオフ
 - ② 事業所健康チャレンジ事業に取り組む事業所の支援
・表彰
 - ③健康経営事業所への働きかけ
・健康情報の発信
・新規登録にむけた働きかけ
・認定事業所への支援

中期的目標

- 1 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり**
 - ・事業所ネットワーク会議の定例化
 - ・市の糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議の定例化
- 2 働き盛り世代の健康づくりの推進**（※令和2年度に目標到達のため目標値変更）
 - ・健康経営事業所認定事業所数（令和5年度 70事業所）
 - ・事業所ぐるみの取組を行った事業所数（令和5年度 目標85事業所）

目標指標

- 1 地域・職域連携による健康づくりを推進する体制づくり**
 - (1) 地域・職域健康づくり推進連絡会議及作業部会の開催
 - (2) 各市事業所健康づくり支援事業への支援
 - (3) 「食の健康応援団」 新規登録店 1か所
 - (4) 糖尿病性腎症重症化予防個別支援検討会議開催 2回以上/年
- 2 働き盛り世代の健康施策の推進**
 - (1) 健康経営事業所認定事業所数 85か所→92か所
(新規認定事業所数 中部：5か所、由布：2か所)
 - (2) 健康経営事業所登録事業所数 189か所→196か所
(新規登録事業所数 中部：5か所、由布：2か所)
 - (3) 健康情報の発信（毎月）
 - (4) 事業所ぐるみの健康づくりに取り組む事業所 104か所→111か所
(新規事業所数 中部：5か所、由布：2か所)

Ⅱ-② 健康寿命日本一に向けた取組～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

現状と課題

- ・中部保健所管内の高齢化率は39.9% ※¹、将来推計※²ではこの割合が高くなっていくことが予想されており、2025年には41.0%、2045年には44.4%とおよそ2人に1人が高齢者になる見込みである。また、在宅で療養を希望する難病や小児慢性特定疾病等の患者も多くみられることから、全世代型の地域包括ケアシステムの構築が求められている。
- ・市が主体となって推進している「在宅医療・介護連携推進事業」の取組に対して、保健所は広域的・専門的な見地から積極的な支援を行う必要がある。
- ・取組の一つとして、中部医療圏域では「入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの情報共有ルール（以下、「ルール」という。）」を、平成27年4月から運用をスタートさせており、令和4年度にルールの運用状況等に係る実態調査を4年ぶりに実施。
- ・中部医療圏域におけるルールの一層の定着と円滑な運用を引き続き支援するとともに、医療・介護関係者に対して連携推進のための情報共有、検討を実施する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援**
 - (1) 市の事業・会議への参画・助言、共有
白杵市：白杵市Z会
津久見市：津久見市在宅医療介護連携事業
由布市：由布地域包括ケア推進協議会
 - (2) ルール運用・評価検討会
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進**
 - (1) 看護ネットワーク推進会議
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会
- 3 難病患者や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進**
 - (1) 難病対策地域連絡会の開催
 - (2) 精神障がい者地域移行地域定着支援検討会の開催

中期的目標

- ・入退院時情報共有ルールに基づいて、介護支援専門員が医療機関から退院の連絡を受けた率の向上※³（R4年度実績77.8%からの上昇）

※³ 入退院時情報共有実態調査（県高齢者福祉課）のうち、医療機関住所別の退院時連絡率

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進の取組支援**
 - (1) 市の事業・会議へ積極的な参画・助言
白杵市Z会、津久見市在宅医療介護連携事業
由布地域包括ケア推進協議会への参加
 - (2) 実態調査の分析
 - (3) ルール運用・評価検討会の開催
 - (4) ルール連絡一覧表の更新・配布
- 2 看護職を中心とした医療・介護連携の推進**
 - (1) 看護ネットワーク推進会議（中部：6回、由布：6回）
 - (2) 介護施設等看護職を対象とした研修会（中部：1回、由布：1回）
- 3 難病患者や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進**
 - (1) 難病対策地域連絡会（中部：1回、由布：1回）
 - (2) 精神地域移行支援協議会の開催（中部：1回、由布：1回）

※¹ 県統計調査課「大分県の人口推計（令和4年10月1日現在）」

※² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・「おおいたうつくし作戦」を推進するため、その理念の一層の普及を進め、取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるとともに環境教育の充実を図る必要がある。
- ・豊かな水環境保全を推進するため、関係者で構成した流域会議の開催、排水対策として事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理について啓発する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が依然として見られることから、巡回監視等を通じて指導し改善する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 環境保全活動の支援

- (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援
- (2) 環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の運営支援（技術支援・必要物品支給等）
- (2) 事業場排水対策
- (3) 生活排水対策
 - ①浄化槽法定検査未受検者への指導
 - ②浄化槽法定検査不適正事案への指導
 - ③浄化槽の適切な維持管理についての啓発(動画活用等)

3 廃棄物の適正処理の推進

巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した空撮の実施等による廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

中期的目標

- ・海域の環境基準達成率94.7%（令和6年度末）
- ・河川の環境基準達成率97.7%（令和6年度末）
- ・生活排水処理率88.2%（令和6年度末）
- ・産業廃棄物リサイクル率64.3%（令和5年度末）

目標指標

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) うつくし作戦地域連絡会の開催
(中部：1回、由布：1回)
- (2) 環境教育アドバイザー制度の周知
(中部：10回、由布：10回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議等開催（由布：2回）
- (2) 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部：20回、由布：20回)
- (3) ①未受検者への指導率（中部：100%）
②不適正事案への指導（中部：随時）
③浄化槽維持管理の啓発（動画活用等）
(中部：1回、由布：1回)

3 廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設や排出事業者に対する延べ監視件数（空撮やデジタル技術の活用を含む）
(中部：500回、由布：400回)

IV ICT等を活用した保健所業務効率化と県民サービスの向上

現状と課題

- ・これまで、新型コロナウイルス感染症業務等にICTを導入し、患者管理等を実施してきた。今後そのノウハウを活かし、平時から保健所業務について、県民の利便性向上に向けたICT等を活用した業務の効率化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

対象者の利便性向上及び保健所業務効率化の推進

- (1) 紙ベースで行っている業務のICT化の検討及びICT化に向けた業務工程の見直し
- (2) オンライン会議、研修の積極的導入
- (3) 収入及び手数料支払いのキャッシュレス化導入

中期的目標

- ・ICTをうまく活用し、効率的にデータ集計、分析を行うことにより、県民サービス向上につなげる。
- ・オンラインの導入により、会議・研修会の参加の利便性を向上させる。

目標指標

1 対象者の利便性向上及び保健所業務効率化の推進

- (1) 紙ベースで実施している既存業務等のICT化に向けた所内検討の実施
- (2) オンラインを活用した会議、研修会の開催 17回
- (3) 電子申請を活用した業務（研修・アンケート等）数 28回
- (4) 収入及び手数料支払いキャッシュレス化導入に係る周知の実施